令和3年10月1日発行

服務規程を整備しましょう。

10月は、最低賃金の改定や4月入社の社員の有休付与等、社員の労働条件について見直す機会が 多い月です。同時に、給与や休暇等、又、会社のルールである「服務規程」の確認と周知をするこ とをお勧めします。労務トラブルから会社を守りましょう。

①服務規律とは

社内の秩序を保つための会社のルールや約束事を示 したものです。社内の秩序を乱す社員がいれば、周 囲に悪い影響を与えたり、業務が滞ったりします。 時代の遷り変り、価値観の多様化に対応するため、 会社としてのルールを作り、社員一人一人がそれを 守ることが、事業の円滑な運営にとって重要になり ます。

②服務規律に定めておくべき事項

- ・私有の自動車や自転車での通勤
- · 欠勤·遅刻·早退·私用外出
- 直行•直帰
- ・物品やデータの持ち込み・持ち出し ・管理職の遵守事項
- 所持品検査
- 道守事項
- · 誠実義務違反·反社会的·迷惑· 不正行為等の禁止
- ・私的行為の禁止 諸々の禁止行為
- 物品等の取り扱い

- 服装・身だしなみ
- · 届出·報告·承認事項
- · 競業避止
- 機密情報の保護
- 内部通報
- セクハラ・パワハラの防止・相談
- ・秘密保持
- 個人情報の保護
- ・電子端末の利用・モニタリング
- · 発明·考案
- ・肖像権

③主な項目を具体的に見ていきましょう。

(1)出退勤

労働時間の始まりと終わりの時間を明確に定めま しょう。労働時間とは「労働者が会社の指揮命令下 にあり、労務を提供している時間」のことを言いま す。「会社に到着した時刻から会社を出る時刻ま で」ではなく、「業務を開始した時刻から業務が終 了した時刻まで」が労働時間です。但し、その解釈 を服務規程にしっかり書いておかなければ、未払い 残業代などを請求された場合、反論できません。

「出勤時刻・退勤時刻」と「始業時刻・終業時刻」 の解釈のズレをなくすことがトラブル防止のために 大切です。始業時刻とは始業準備を整え実作業を開 始する時刻、終業時刻とは実作業を終了する時刻と 明確に定めておきましょう。

(2)機密情報の保護

会社の機密情報の漏洩は、信用の低下、利益の損失 など会社の経営に計り知れない打撃を与えるのみな らず、顧客や社員の個人情報の流出は、個人情報保 護法違反となり、会社が罰則を受ける場合もありま す。情報漏洩のほとんどが社員による内部からの流 出ですので、機密情報を外部に漏洩させない体制作 りが重要です。

具体的には、会社の物品やデータ等の持ち込み・持 ち出しの禁止や、所持品検査を行う旨を規定し、ど んな情報が機密情報に当たるのか、インターネット

で情報漏洩しやすいルート(Twitter、Facebook、 個人のブログ等)を具体的に列記しておきましょう。 また、機密情報や個人情報の取り扱いについて、 服務規程に定めるだけでなく、社員へ周知徹底し、 情報漏洩の防止に努めましょう。

(3) 服装・身だしなみ

社員の服装や身だしなみは、会社の印象や雰囲気 を左右する重要な要素です。服装や髪型の自由は 「表現の自由」として認められているものですが、 労働の場においては、その自由がどんな場合にも 認められるわけではありません。顧客や周囲に不 快感や違和感を与えないよう、業務上の必要性を 考慮し、具体的に記載しましょう。制服着用の義 務があれば明記し、髪色などは、違反時に処分す ることを想定して客観的な基準を定めましょう。

④服務規律を作成するポイント

(1)経営者の想いを盛り込もう

服務規律は「より良い会社を作りたい」という経 営者の想いが社員に伝わるよう、「こんな職場に したい」「社員にこういう風に働いてほしい」と いう信念や期待を盛り込みましょう。

(2) 懲戒処分の対象となることを規定する 服務規律を守らない場合には、懲戒処分の対象と なることを就業規則へ記載しておかないと、実際 に服務規律違反を起こした社員を処分することが できません。服務規律と懲戒処分とを紐づけるた め、懲戒事由に「服務規律に違反したとき」と定

めておきましょう。

(3) その時々の情勢により書き直す

社会情勢の変化や法改正など、定期的に服務規程 の見直しを行い、新たなトラブルにも対処できる ように備えておく必要があります。ハラスメント 関連事項など、近年増加する懸念事項についても 組み入れましょう。

(4) 広い範囲を、具体的に、細かく規定する 「これは常識」「こんなことはできて当たり前」 という事項も書いておきましょう。一つひとつ、 細かく具体的に記載することも重要です。

お困り事がございましたら、お気軽にご相談下さ ()_o